

2016年7月28日 薬事・食品衛生審議会副作用・感染等被害判定第二部会 議事要旨
医薬・生活衛生局

○日時 平成28年7月28日(木)

○場所 経済産業省別館 共用310会議室

○議事

○副作用被害判定について

1. 請求等の内訳

新規	77件
継続	2件
現況	7件

2. 判定結果

支給決定することが適当であると考えられるもの 81件

内訳

(1) 請求どおり支給決定することが適当である 48件

(2) 請求期間の一部について支給決定することが適当である 33件

不支給決定することが適当であると考えられるもの 4件

※保留 1件

再審議することが適当であると考えられるもの 1件

3. 主な意見

請求期間の一部について支給決定することが適当であるもの

- ① 一部の期間に行われた医療については、入院を要すると認められる場合必要な程度の医療に該当しない、又は副作用とは別の症状に対する医療に該当するため不支給とすることが適当である。 33件

不支給決定することが適当であると考えられるもの

- ① 疾病、障害又は死亡が医薬品の副作用により発現したと認められないため、不支給とすることが適当である。 1件
- ② 入院を要すると認められる場合に必要な程度の医療に該当しないため、不支給とすることが適当である。 1件
- ③ 医薬品の使用が適正であったと認められないため、不支給とすることが適当である。 1件
- ④ 障害の程度が政令で定める障害等級に該当しないため、不支給とすることが適当である。 1件

○感染等被害判定について

1. 請求内容等の内訳

新規 2件

2. 判定結果

支給決定することが適当であると考えられるもの 1件

内訳
請求期間の一部について支給決定することが適当である 1件

不支給とすることが適当であると考えられるもの 1件

3. 主な意見

請求期間の一部について支給決定することが適当である

一部の期間に行われた医療については、入院を要すると認められる場合に
必要な程度の医療に該当しない、又は生物由来製品による感染とは別の症
状に対する医療に該当するため不支給とすることが適当である。 1件

不支給とすることが適当であると考えられるもの

疾病、障害又は死亡が医薬品の副作用により発現したと認められないため、
不支給とすることが適当である。 1件